

# 熊本市・植木町

## 合併協議会だより

第7回熊本市・植木町合併協議会が5月25日(月)KKRホテル熊本において開催され、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」など13件について協議を行い、原案どおり承認されました。

これで、本協議会で予定をしていた27協議項目すべてにおいて調整方針が整いました。今回は、第7回までに協議会において承認された協議項目と調整方針(主なもの)を掲載します。

### 【協議項目と調整方針(主なもの)】

- 協議第1号 合併の方式について  
植木町を熊本市に編入する。
- 協議第2号 合併の期日について  
平成22年3月23日とする。
- 協議第3号 新市の名称について  
「熊本市」とする。
- 協議第4号 新市の事務所の位置について  
熊本市手取本町1番1号(現在の熊本市役所)とする。
- 協議第5号 財産及び債務の取扱い  
植木町の財産および債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。  
ただし、その一部を財源として、植木地域の事業に充てるための基金を創設する。
- 協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い  
○「議員の定数及び任期」について、植木町議会の議員は合併時に失職し、50日以内に植木地域において、定数特例による増員選挙(定員2)を行う。  
○「議員報酬及び費用弁償」について、熊本市議会の議員に統一する。
- 協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い  
熊本市と植木町にそれぞれ農業委員会を置き、農業委員の任期・選挙区は現行のとおりとする。  
ただし、政令指定都市に移行した場合、再編・見直しを行う。
- 協議第8号 地域自組織等の取扱い  
植木地域に「植木町合併特例区」を設置する。  
○設置期間 合併の日から5年間  
○処理する事務  
・区域内におけるコミュニティ関連施策  
・区域内における地域振興イベントならびに文化および伝統の継承  
・区域内における観光振興に関連する事業  
・公の施設の設置および管理  
○区長および協議会の構成員  
・任期 2年(熊本市長が選任)  
・協議会の構成員 16人以内
- 協議第9号 地方税の取扱い  
○「都市計画税」「事業所税」について、5年間の課税免除とし、その後熊本市の税率に統一する。  
○「法人市(町)民税」について、5年間の不均一課税(植木町の現行税率を維持)とし、その後熊本市の税率に統一する。  
○「入湯税」について、熊本市の税率に統一する。  
※なお、「都市計画税」「事業所税」「入湯税」については、植木地域の事業に充てる。
- 協議第10号 一般職の職員の身分の取扱い  
植木町職員は、すべて熊本市の職員として引き継ぐ。

### 両市町の主な制度比較

区分	熊本市	植木町
議会の議員の定数及び任期の取扱い	議員の定数及び任期 ○議員定数 49人 (富合選挙区1人含む。) ○任期 平成19年5月1日 ~平成23年4月30日	議員定数 20人 ※次回の選挙から16人 ○任期 平成17年8月2日 ~平成21年8月1日
	議員報酬及び費用弁償 議員報酬(月額) 議長 822千円 副議長 749千円 議員 678千円	議員報酬(月額) ・平成21年8月1日まで減額 議長 291千円 副議長 245千円 常任・議運委員長 235千円 議員 226千円 ・平成21年8月2日以降 議長 323千円 副議長 272千円 常任・議運委員長 261千円 議員 251千円
定数及び任期の取扱い	農業委員会 ○農業委員会については、法律により一定の要件を超えた場合、2以上置くことができるとされ、現在、熊本市と富合町の2つの農業委員会がある。 ○政令指定都市になった場合、法律により原則、行政区(区役所)ごとに置くこととされている。	
	委員の任期 平成20年7月20日 ~平成23年7月19日	平成21年3月30日 ~平成24年3月29日
地域自治組織等の取扱い	合併特例区とは、 ①市民の声が届きにくくなる。 ②市の周辺部になることにより取り残される。 ③地域の個性や伝統が失われる。 など、合併で心配される事柄に対応するため、合併後の一定期間、その地域の住民の意見を反映させるために設置される特別地方公共団体のこと。 特別職の区長、特例区協議会を置き、規約で定められた事務を自らの事務として処理するとともに、新市基本計画の進行管理等を行う。 また、独自の予算編成権がある。	
地方税の取扱い	都市計画税 市街化区域の土地・家屋に課税 税率 0.2% ※固定資産税と合わせて納める。	課税なし
	事業所税 ○総床面積が1,000㎡を超える事業所(資産割) 1㎡につき 600円 ○合計従業員が100人を超える事業所(従業者割) 従業者給与総額 0.25%	課税なし
	法人市(町)民税 ○均等割 制限税率 (標準税率×1.2) ○法人税割 制限税率14.7%	○均等割 標準税率 ○法人税割 超過税率14.5%
	入湯税 税率 1人/1日 150円 免税点 1,500円 (食事代・マッサージ等を含む。)	税率 1人/1日 150円 日帰り1人 70円 免税点 日帰り客で、入湯料金が1人360円以下

特別号  
2009.7

編集・発行 熊本市・植木町合併協議会事務局

〒860-8601 熊本市手取本町1番1号  
(熊本市役所政令指定都市推進室内)

Tel 096-328-2067 Fax 096-323-3060  
E-mail kumamoto-ueki@ari.bbq.jp